

# 新津市が新潟市、白根市、豊栄市、亀田町、横越町、小須戸町、西川町、 潟東村、味方村、月潟村、中之口村及び岩室村と

# 合併することの是非を問う住民投票

## 投票所とその区域

| 投票区 | 対象区域                                    | 投票所                   |
|-----|---|-----------------------|
| 1   | 本町2丁目1区、本町3丁目1区<br>本町3丁目3区              | 第一保育所遊戯室              |
| 2   | 本町3丁目2区、本町4丁目1区<br>本町4丁目2区、滝谷本町、中沢町     | 第一幼稚園遊戯室              |
| 3   | 新町1~3丁目、日宝町                             | 東保育所遊戯室               |
| 4   | 北上1~3丁目                                 | 北上公会堂(北上共有館)          |
| 5   | 山谷町1~3丁目                                | 山谷公会堂                 |
| 6   | 新栄町、緑町                                  | 新栄学園分場山の家             |
| 7   | 田家1~3丁目、吉岡町                             | 田家氏子会館                |
| 8   | 草水町1~3丁目                                | 草水公会堂                 |
| 9   | 柄目木、飯柳、滝谷町                              | 柄目木公会堂                |
| 10  | 上金沢、東金沢、大安寺、中新田                         | 大安寺集落開発センター           |
| 11  | 満願寺、七日町、大蔵                              | 満願寺小学校ミーティングルーム       |
| 12  | 結、福島、田島、荻島1丁目A                          | 結幼稚園遊戯室               |
| 13  | 車場1丁目B、車場2丁目B、荻島1丁目B<br>荻島2~3丁目、中野1~3丁目 | 荻川保育所遊戯室              |
| 14  | 市之瀬、覚路津、長割                              | 市之瀬幼稚園遊戯室             |
| 15  | 三枚湯、三津屋、野方、大秋                           | 三津屋公会堂                |
| 16  | 川根、浦興野、出戸、四ツ興野<br>子成場、蕨曾根               | 小合小学校集会室              |
| 17  | 小屋場、梅ノ木、新通                              | 梅ノ木集落開発センター           |
| 18  | 小戸上組、小戸下組、栗宮                            | 小合東小学校ランチルーム          |
| 19  | 大鹿、堂島                                   | 大鹿集落開発センター            |
| 20  | 中村、程島                                   | 林照寺保育園保育室             |
| 21  | 東島、西島                                   | 東島氏子会館                |
| 22  | 朝日、割町                                   | 金津保育所遊戯室              |
| 23  | 古津、西古津、蒲ヶ沢                              | 古津公会堂                 |
| 24  | 金津、塩谷                                   | 金津公会堂                 |
| 25  | 小口                                      | 小口公会堂                 |
| 26  | 大関、岡田                                   | 大関集落農事集会所             |
| 27  | 下新、市新、金屋、新郷屋                            | 新関保育所遊戯室              |
| 28  | 六郷、堤                                    | 六郷公会堂                 |
| 29  | 本町1丁目、本町2丁目2区<br>善道町1~2丁目、下興野町          | 第二保育所遊戯室              |
| 30  | 古田、天神                                   | 古田保育所遊戯室              |
| 31  | 秋葉1~3丁目                                 | 秋葉町内会館                |
| 32  | 金沢町1~4丁目                                | 第二小学校音楽教室             |
| 33  | 新金沢町、東町1~3丁目                            | 新金沢保育所遊戯室             |
| 34  | 南町1~2区、山谷南                              | さくら保育園遊戯室             |
| 35  | 美幸町1~3丁目                                | 美幸町会館                 |
| 36  | こがね町、荻野町、車場4~5丁目<br>中野4~5丁目             | 荻川地区ふれあい<br>センター機能訓練室 |
| 37  | 北上新田、さつき野1~3丁目、北湯、川口                    | 川口地域交流会館              |
| 38  | 車場1丁目A、車場2丁目A、車場3丁目                     | 車場公会堂                 |

・投票所を確認してからお出かけください(同日に行われる市長選挙と同じ投票所での投票となります)。

**住民投票のできる人**

二月二十二日現在で選挙人名簿に登録されている人で、投票日(期日前投票の場合は当該投票日)期日前投票の場合には当該投票日(期日前投票)に新津市に住所のある人です。

選挙人名簿に登録されるには、次の条件に該当していることが必要です。

- 日本国民であること
- 年齢が投票日当日、二十歳以上であること(昭和五十九年三月一日以前に生まれた人)
- 二月二十一日前(三月九日)以上、新津市に住所があること(平成十五年十一月二十一日以前から新津市に住所があり、住民基本台帳に記載されている人)
- 市長選挙の選挙権を有する人は、あわせて住民投票をすることができます。

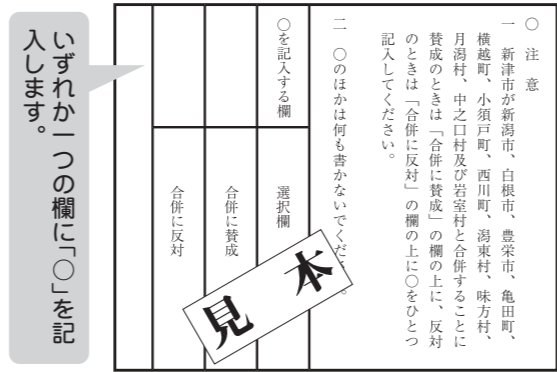
**投票の順序と方法**

投票の順序は、①新津市長選挙、②住民投票の順となります。投票用紙は、市長選挙が白地に赤文字、住民投票が水色地に黒文字で印刷されています。

投票の方法は、合併に賛成の場合は、合併に賛成の欄の上に「合併に賛成」の欄の上に「合併に反対」の欄の上に「合併に反対」となり、記号式投票となります(左ページの図をご覧ください)。

# 2月29日

投票 午前7時～午後8時(市内38投票所)



●住民投票の投票用紙

**代理・点字投票**

市長選挙と同様に、身体が不自由なため、自分で投票用紙に書くことができない人は、「代理投票」を、目の不自由な人は、「点字投票」をすることが出来ます。ただし、点字投票については、「賛成」、「反対」のどちらかにを付けるのではなく、合併に賛成の場合は「賛成」、合併に反対の場合は「反対」と記載しての投票となります。

「代理投票」または「点字投票」をご希望の人は、投票する時に受

**期日前投票と不在者投票**

期日前投票と不在者投票についても、代理投票や点字投票と同様に、市長選挙と同じ手続きで投票することが出来ます。手続きなど詳しくは、二月一日号広報をご覧ください。

**市民会館で即日開票します**

市長選挙と併せて、投票日当日の午後九時から市民会館大ホールで即日開票します。

市長選挙および住民投票に関するお問い合わせは…

**市選挙管理委員会**  
(市役所3階、☎24-2111 内線301)へ。

## 投票の方法

①郵送された入場券のうち、自分の氏名の記載されている部分を切り離して、指定された投票所へ行きます。



②投票所の受付に入場券を出し、本人確認を受けた後、新津市長選挙の投票用紙(白色、赤文字)を受け取ります。

③投票記載所に用意してある鉛筆で、投票用紙の決められた欄内に、投票しようとする候補者1名の氏名を書き、投票用紙を「新津市長選挙」の投票箱に入れます。



④係から住民投票の投票用紙(水色、黒文字)を受け取ります。

⑤投票記載所に用意してある鉛筆で、投票用紙の「合併に賛成」または「合併に反対」、いずれかの欄の上に○印を書きます。

●「合併に賛成」「合併に反対」の両方に印を記載したものや、印以外の記号(xや など)を記載したもの、またはどちらに印を付けたか分からないものなどは無効となります。ご注意ください。

⑥投票用紙を「住民投票」の投票箱に入れます。



以上で投票は終わりです。